

意見書

平成 12 年 2 月 22 日

浅川ダム地すべり等技術検討委員会

委員 奥西一夫

1 月 19 日の浅川ダム地すべり等技術検討委員会を受けて、川上 浩委員長から取りまとめの試案が提示されましたので、それに対する修正案と、取り上げるべき問題に関する意見を川上委員長に提出しました。それに対して、川上委員長は、意見の一致が見られないとして、私を除く 9 名の意見を集約して意見書を作成されました。その中には、私の修正案がごくわずかに取り入れられていますが、きわめて不満足なものだと思いますので、先般提出しました私の意見書を一部改訂したものを、委員会審議内容に関する私の意見書として、長野県および長野県民各位に提出いたします。

いくつかの審議項目については委員の意見が出そろっていますが、それぞれの意見の根拠は必ずしも明らかでないし、討論も不十分で、取りまとめの段階まで到達していないと言わざるを得ません。特に、右岸尾根付近の線状凹地と地震時斜面安定に関しては、決定的な調査不足が指摘されます。以下では、各項目について、委員会審議の不十分さを指摘しつつ、私の意見を述べます

1. 貯水池周辺の斜面安定について

検討すべき問題を斜面類型に分類すると、次のようになる。

A 事務局が地すべりブロックとしている斜面

A1 建設省の「地すべり防止施設等の耐震性に関する検討委員会報告概要書」が対象とした類型、すなわち、継続的にすべっている地すべり

A2 A1 型以外の、現在または過去に活動した地すべり

A3 それ以外のもの

B 凝灰岩の斜面で地表に変状（線状凹地、シンクホール、クラック）がみとめられるもの

C 台が窪砂岩の急斜面

C 1 昭和 20 年代に滑動した斜面

C 2 貯水池に面する斜面

奥西の意見

A1型地すべりには、R-2ブロックのみが対応すると考えられる。しかし、R-2ブロックにおいて、過去に継続的な地すべり活動が起こり、いわゆる深い地すべりについても明瞭なすべり面が形成されているか、まだ十分に検討されていない。もし、それが確認されなければ、R-2ブロックもA2類型に入れなければならない。継続的な地すべりであることが確認されれば、これについては、県の対策案の考え方が妥当する。ただし、上部斜面の切り取りは地震時に危険をもたらすので、400ガルの地震動に耐えるようにするか、斜面の切り取りを含まない対策を講じる必要がある（背後斜面はA3類型）。A2、A3、C2タイプの斜面ブロックについては、何らかの方法で地震時の安定性を検討する必要がある。事務局から提示されている対策案はA2タイプの斜面ブロックについては適切であるが、A3類型に対しては不適當である。その理由は、(1)すべっていない斜面の安全率を1程度と仮定して対策を行うのは県費の無駄遣いであり、(2)降雨時に不安定になり易い斜面部位と地震時に不安定になり易い部位は異なるから、県が計画している対策工は地震時には役に立たない、である。地震時の斜面安定については、第7回委員会資料として事務局から示された解析例、または既往の震度法による安定解析のいずれかで行い、委員会に報告することが必要である。委員の一部からは、経費がかかりすぎると言う意見があるが、むだな地すべり対策工事をやめることにより、容易に経費を確保できる。A2タイプのものについても地震時安定性の検討が不要というべき根拠はないので、どのように地震時の安定解析を必要とする。Bタイプの左岸斜面上部の道路の変状については全く調査データがなく、長野市による道路補修の記録等を検討する必要がある。その結果によっては、(掘削は土地所有等の関係で難しそうなので)、地球物理学的探査をおこなう必要があるかも知れない。Bタイプのうち、右岸の線状凹地などを伴うものについては、当委員会として小坂教授の要望書の内容を検討し、調査計画を練って、これらの地表変状が何を意味するのか、明らかにする必要がある。またその結果によっては、ダムサイト左岸でも同様の調査が必要かも知れない。C1タイプの地すべりについては、なぜ砂質層で地滑りが起こったのか、あるいはそれは地すべりか斜面崩壊か、を含めて、長野県において調査をおこない事務局から当委員会に報告される必要がある。

2. 第四紀断層について

委員長意見書の「2. 第四紀断層について」に関する奥西の意見

- (1)長野県は、これまでの浅川ダムにかかわるすべての報告書で、「ダム予定地近傍には断層はない」としてきた。断層の存在を認めたのは委員会に提出した資料が初めてであり、委員会としては、その断層が如何なるものであるかについて、詳細な報告をする義務がある。たと

えば、F-1 断層は枝分かれしており、その性状は、見る場所により、開いていたり、閉じていたり、変位が認められたり、認められなかったり、スリッケンサイドの性状もまちまちである。これは凝灰岩が脆弱で不均質なために起こった現象と考えられるが、断層変位が異なる時期に起こった可能性も排除できない。当委員会の報告には、当委員会が認定したすべての断層について、トータルとしての性状をきちんと記述する必要がある。

(2) 右岸尾根部の溝状凹地の一部と F-9 断層の関連については、赤羽委員と斎藤委員では見解が異なった。斎藤委員は見解を変えられたが、赤羽委員と同意見なのか、またその根拠は何か、明確にされる必要がある。またこれによって、岩盤すべり説がなくなったわけではない。重要なことは「地表変位を伴う断層が発見された」という事実である。この事実に目を向けず、根拠なく「活断層であることを示す地形・地質学的な特徴が認められない」とか、「ダム建設に支障となる第四紀断層は存在しない」と断定するのは誤りである。

その他の断層について：

既往の長野県による調査報告書の中には、ボーリングおよびノ瀬地区の地すべり調査で、断層や断層破砕帯と考えられるものを指摘しているものがある。これに関して奥西が事務局に質問したところ、その後のボーリングによって、断層ではないことがわかったので、問題にしないという旨の回答があった。しかしこれは明らかに当を得ないことである。ダムサイト下流右岸では、ボーリングでは発見できなかった断層が横抗(TR-7)で発見されている。このことだけからしても、横抗で発見されたものを無視することはできないことは明かである。断層でもなく、断層破砕帯でもないと考えるのであれば、根拠となる事実に基づいて、それが何であるかの解釈がなされなければならない。不都合なものは見なかったことにすると言うことであれば、安全性の立場から、決して許容できない態度であると言わねばならない。

3. ダムサイト右岸の緩みについて

委員長意見書の「3. ダムサイト下流右岸の山頂緩斜面付近にみられる溝状およびスポット的凹地について」

この見出しや、これに続く小見出し、および本文にある「ダムサイト下流右岸」という表現は明らかに誤りで、ダムサイト右岸と言わなければならない。「溝状およびスポット的凹地」は、ダムサイト下流だけでなく、ダムサイト横およびその上流にも存在するからである。

奥西の意見

第7回委員会でも出された意見はまちまちであり、討論をしないでとりまとめをおこなうことは適当ではない。そもそも各委員がどんな意見であるのか、まだ明確でなく、以下について明瞭に

する必要がある。

- ・それぞれの意見はどの凹地について言っているのか？
- ・その根拠は何か？
- ・それ以外の凹地をどのように考えるか？

個別的に言うと、齋藤委員はトップリングにともなってきた線状凹地がある旨の意見を述べているが、トップリングの事実はまだ示されておらず、その段階で委員会を終了するのは、委員会の使命に反し、齋藤委員に対しても失礼であろう。齋藤委員は線状凹地は節理に水がしみこんでできたものがあると説明するが、それがどの線状凹地であり、それぞれどの節理に関係しているのか、また、そもそも節理はどこに存在するのか、委員会では全く明らかにされていない。人や動物による踏み固め説については、その説がどの部分について主張されているのか、なぜ分布に連続性がないのか、なぜ網状でなければならないのか、なぜここ以外には存在しないのかの説明が必要であり、また、表土層の下の構造と関連を有する線状凹地については、どう考えるのか、説明を要する。地下構造と無関係な線状凹地はまだ確認されていないからである。

4. ダムサイト下流左岸の緩みゾーンについて

奥西の意見

委員長が指摘される、「一方、道路の亀裂は、盛土及び切土部の沈下性状の差によるもので、斜面全体の安定性に関連するものではないとの見解もある。」に疑義がある。実は盛土部は沈下していないのである。沈下しているのは亀裂の中だけであり、局部的沈下である。奥西が問題にするのは、これが地盤の開口を反映している疑いがあるからである。観察される性状は、舗装被覆の有無による違いはあるものの、本質的には右岸の線状凹地と同じである。

5. 地元からの疑問点について

委員会に対して、地元住民から出された疑義をまったく置き去りにして委員会を終了することは、極めて不当である。以下に、重要と思われる数点に絞って、意見を述べる。

5-1. 委員会の審議内容について

「事業者・県が作成提出した資料と説明のみに基づいており、事業の継続を予定している事業者側から提出された判断材料によって結論を出そうとしている」

奥西の意見：県がおこなってきた調査は、本質的に設計のための調査であって、アセスメント調査ではない。ダムサイト周辺のリスクアセスメントが決定的に不足してい

るほか、浅川総合開発計画のアセスメントが全くおこなわれていないことが明白になっている。

「ダム計画の当否をめぐって、3つの項目が検討を要するにもかかわらず、検討されていないことを指摘」

奥西の意見：ダムのコスト、利益／コスト比は重要な技術的問題であり、また当委員会以外の審議機関で技術的検討がなされていないので、回避できない重要問題である。公共事業としての合目的性や浅川総合開発の中の位置づけも未だに不明確である。

5-2. 第四紀断層調査の欠陥と深層滑りについて

「過去の断層調査報告と当委員会への報告の内容的な齟齬を指摘している」

奥西の意見：過去の報告は建設省のダム基本設計会議への報告と関連している。当委員会はダム基本設計会議に取って代わるものではないので、同会議に報告されている内容と当委員会に報告されている内容が食い違っているならば、許されないことになる。具体的には、断層の存在について、地表変位を伴う断層の存在について、第四紀断層の存在について、である。

「貯水池地すべり地の基岩中の破碎帯、左岸地すべり地のなかの断層、右岸地すべり地を横断する断層」

奥西の意見：県側から当委員会に、これらの事実に関する資料が出されていない。斎藤委員からこれらの事実と合わない地質学的解釈が提示されているが、県側から何のコメントも出されなかった。

「以前の報告書に図示されていた推定断層と破碎帯を1994年以降の報告書では何の説明もなく削除」

奥西の意見：奥西の質問書に対しても、抽象的な回答しか得られなかった。横坑で確認された地質構造をそこから外れた位置のボーリング結果に基づいて否定するのは、どう考えてもおかしい。

「右岸山地の地溝状凹地等について調査不十分を指摘」

奥西の意見：小坂意見書に基づく奥西の調査要求を県は拒否した。他の委員の意見には矛盾点が多くあり、詳細な調査に基づく審議が必要である。

「熱水脈と断層の関係、県の見解の変遷を指摘」

奥西の意見：ダム基本設計会議に、(A)断層を熱水脈と報告した事実があるか、またそれを訂正しているか。(B)第四紀断層はないと報告したかどうか。(C)断層の位置、

長さ、地表変状の有無を報告したかどうか。(D) ダム建設に支障となる断層はないと報告したか、について明確にする必要がある。又ダム建設に支障のある断層とはどんなものか、についても、当委員会の見解を明らかにする必要がある。

「一ノ瀬右岸地すべりの深層すべりについての疑問」

奥西の意見： 県は当委員会に対して、深層すべりの存在が以前からわかっていたごとく説明しているが、1998年3月までは深層すべりはないとしていたことは事実か？またその根拠は何か？1998年3月以前には深層すべりの有無を検出するための孔内傾斜計を使用しなかったのは事実か？その理由は？、について県の見解をただす必要がある。